

大和市教育委員会告示第11号

放課後寺子屋やまと事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年6月30日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

放課後寺子屋やまと事業実施要綱の一部を改正する要綱

放課後寺子屋やまと事業実施要綱（平成26年大和市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

題名中「放課後寺子屋やまと事業」の次に「等」を加える。

第1条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「得ながら放課後」の次に「等」を、「児童の」の次に「学習習慣の定着及び」を、「放課後寺子屋やまと事業」の次に「及び夏休み寺子屋やまと事業」を加え、「いう」を「総称する」に改める。

第2条を次のように改める。

（事業内容）

第2条 寺子屋の事業内容は、児童への学習支援（以下単に「学習支援」という。）とし、その内容は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 放課後寺子屋やまと事業（以下「放課後寺子屋」という。） 学校の宿題並びに学校での学習に係る予習及び復習の支援とし、学習支援で取り扱う教科は、原則として国語及び算数とする。
- (2) 夏休み寺子屋やまと事業（以下「夏休み寺子屋」という。） 第1学期の復習及び夏季休業日（大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第3条第4号の夏季休業日をいう。以下同じ。）の個別課題に対する学習の支援とする。

第4条第1項を次のように改める。

寺子屋の実施日は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定める日のうちから、実施校ごとに定める。

- (1) 放課後寺子屋 規則第3条の休業日を除く日
- (2) 夏休み寺子屋 夏季休業日

第4条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 寺子屋の実施時間は、実施校ごとに定める。ただし、放課後寺子屋については、原則として午後2時から午後5時までとする。

第7条第1項中「という」を「と総称する」に改め、同条第2項中「及び」の次に「次条に定める」を加え、「担当する」を「行う」に改める。

第8条第1項中「児童への」を削り、「充実のため」の次に「、教育委員会は」を加え、「の活用を図ること」を「（以下「学習支援ボランティア」という。）を置くよう努めるもの」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 学習支援ボランティアは、学習支援及びスタッフの補助を行う。

#### 附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。